

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

1 事業者（法人）の概要

事業者名	医療法人 康整会
代表者名	理事長 黒田 康二
所在地・連絡先	(住所) 〒814-0165 福岡市早良区次郎丸5丁目7番9号
	(電話) 092-872-1024
	(FAX) 092-872-1013

2 事業所の概要

事業所名	黒田整形外科医院
事業所番号	1019355
所在地・連絡先	(住所) 〒814-0165 福岡市早良区次郎丸5丁目7番9号
	(電話) 092-872-1024
	(FAX) 092-872-1013
①指定を受けているサービスの	居宅療養管理指導
②指定番号	4011019355
③サービス提供地域	福岡市早良区・城南区・西区

3 事業の目的および運営方針

目的	居宅療養管理指導
運営方針	通院が困難な利用者に対して、利用者がよりよい居宅療養が行えるように、医師が利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理を行う。さらに、居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る）並びに利用者若しくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導および助言を行います。

4 従業員の勤務体制

従業員の種類	人数		通常の勤務体制
	常勤（人）	非常勤（人）	
医師	1	1	常勤 午前9時00分～午後17時30分
看護師	1		常勤 午前8時30分～午後17時30分
			非常勤 午前8時30分～午後12時30分

5 診療日および診療時間

診療日	診療時間
平日（月、火、木、金）	午前9時00分～午後17時30分、午後15時～午後17時

* 日曜日・祝日・お盆・年末年始は診療をしません

(1) サービスの内容

居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導」という）の種類	内 容
1. 医師が行う居宅療養管理指導	通院が困難な利用者に対して、医師が、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る）並びに利用者若しくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等について指導および助言を行います。
2. 看護師が行う居宅療養管理指導	通院が困難であり、医師が看護職員による管理指導が必要であると判断した利用者に対して、看護師が利用者を訪問し、療養上の相談および支援を行います。＊利用者が、定期的に通院または訪問診療を受けている場合、訪問看護、訪問リハビリ、短期入所生活介護及び療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を受けている間は対象となりません。

(2) 費用

ア 利用料

介護保険の適応がある場合は、原則として提供された居宅療養管理指導費の1割～3割が利用者の負担額となります。（当医院は在宅支援診療所のため、居宅療養管理指導費Ⅱとなります。）

[料金表]

居宅療養管理指導の種類	利用料金（利用者自己負担（1割～3割）分）						
1. 医師が行う居宅療養管理指導（月2回まで）	居宅療養管理指導費（Ⅱ） <table> <tr> <td>（一）単一建物居住者1人に対して行う場合</td><td>298単位（1割 298円 2割 596円 3割 894円）</td></tr> <tr> <td>（二）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合に対して行う場合</td><td>286単位（1割 286円 2割 572円 3割 858円）</td></tr> <tr> <td>（三）（一）及び（二）以外の場合</td><td>259単位（1割 259円 2割 518円 3割 777円）</td></tr> </table>	（一）単一建物居住者1人に対して行う場合	298単位（1割 298円 2割 596円 3割 894円）	（二）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合に対して行う場合	286単位（1割 286円 2割 572円 3割 858円）	（三）（一）及び（二）以外の場合	259単位（1割 259円 2割 518円 3割 777円）
（一）単一建物居住者1人に対して行う場合	298単位（1割 298円 2割 596円 3割 894円）						
（二）単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合に対して行う場合	286単位（1割 286円 2割 572円 3割 858円）						
（三）（一）及び（二）以外の場合	259単位（1割 259円 2割 518円 3割 777円）						

イ 交通費

居宅療養管理指導の提供に要する交通費は頂きません。

ウ キャンセル料

当院では利用者の方の都合によりサービスを中止した場合のキャンセル料は頂きません。

7. 利用料等のお支払い方法

毎月10日ごろまでに前月分の計算を行い、10日過ぎにご請求いたします。お支払いは、医院窓口支払い、お振込、口座振替をお願いします

8. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口			
・ 窓口責任者	佐野 由香	・ ご利用時間	8：30～17：30
・ ご利用方法	電話	092-873-1801	

9. 利用者の方へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください